横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　　名　横浜市消防団員手帳カバー　５８０冊

契約区分　☑ 確定契約　☐ 概算契約（概算数量契約）

契約金額

	百	十	万	千	百	十	円
¥	2	4	8	1	8	2	

☑ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

	万	千	百	十	円
¥	2	2	5	6	2

☐ 免税業者

内　訳　（品名：品質、形状等）	数　量	単　価	金　額
別紙内訳書のとおり	一式	225,620	225,620
合　計			225,620

納入場所（履行場所）　消防局総務部消防団課

納入期限（履行期間）　契約決定した日から60日以内

前金払　☑ しない　☐ する

部分払　☑ しない　☐ する（　　回以内）／部分払の基準　☐ 設計書のとおり

支払時期の特約の確認　適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用　☑ 物品供給契約約款　☐ 物品製造(印刷製本)請負契約約款　☐ 委託契約約款　☐ 修繕請負契約約款　☐ 賃貸借契約約款　☐ 設計・測量等委託契約約款　☐

（注意）

1　押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を必ず両方記載(同一の場合は「同上」可)し、両方の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、不受理とする。

2　「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、不受理とする。

3　「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

4　「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年３月水道局規程第７号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年３月交通局規程第11号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。

横浜市使用欄	横浜市担当者名	
	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年　月　日　時　分
	確認方法	事前確認・電子メール・電話・その他（　　） 本人確認書類（　　）
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	
	提出方法	紙　・　電子メール